

東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

- 7 福地地第 2 5 7 号
平成 7 年 8 月 2 9 日
- 改正 8 福地地第 3 5 7 号
平成 8 年 8 月 2 0 日
- 改正 9 福地地第 4 0 2 号
平成 9 年 9 月 3 0 日
- 改正 10 福地地第 6 9 5 号
平成 1 1 年 2 月 5 日
- 改正 12 福地地第 1 5 0 号
平成 1 2 年 4 月 1 日
- 改正 13 福生地第 1 2 6 号
平成 1 3 年 4 月 1 日
- 改正 14 福生地第 5 3 号
平成 1 4 年 4 月 1 日
- 改正 15 福生地第 5 1 4 号
平成 1 5 年 4 月 1 日
- 改正 16 福生地第 2 1 0 号
平成 1 6 年 4 月 1 日
- 改正 16 福生地第 7 7 6 号
平成 1 6 年 8 月 1 日
- 改正 17 福保生地第 1333 号
平成 1 7 年 12 月 26 日
- 改正 17 福保生地第 1392 号
平成 1 8 年 1 月 13 日
- 改正 18 福保生地第 378 号
平成 1 8 年 6 月 6 日
- 改正 19 福保生地第 1551 号
平成 2 0 年 1 月 10 日
- 改正 19 福保生地第 1987 号
平成 2 0 年 3 月 1 8 日
- 改正 20 福保生地第 478 号
平成 2 0 年 7 月 1 日
- 改正 20 福保生地第 880 号
平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日
- 改正 21 福保生地第 1 0 号
平成 2 1 年 4 月 1 0 日

- 改正 21福保生地第1381号
平成22年2月9日
- 改正 22福保生地第70号
平成22年4月23日
- 改正 22福保生地第635号
平成22年8月23日
- 改正 25福保生地第1075号
平成26年1月10日
- 改正 26福保生地第12号
平成26年4月10日
- 改正 26福保生地第501号
平成26年7月28日
- 改正 26福保生地第1004号
平成27年1月8日
- 改正 27福保生地第359号
平成27年6月18日
- 改正 29福保生地第744号
平成29年9月28日
- 改正 30福保生計第691号
平成30年6月8日
- 改正 31福保生計第2071号
令和元年12月2日
- 改正 3福保生計第184号
令和3年4月14日
- 改正 3福保生計第903号
令和3年9月1日
- 改正 3福保生計第2115号
令和4年3月29日
- 改正 4福保生計第283号
令和4年5月16日
- 改正 4福保生計第571号
令和4年8月16日
- 改正 5福保生計第609号
令和5年6月30日

第1 目 的

この要綱は、東京都福祉のまちづくり条例（平成7年条例第33号。以下「条例」という。）第28条に基づき、東京都福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 会長の設置及び権限

協議会に委員の互選による会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門員は、会長が指名する。

第3 招 集

協議会は、会長が招集する。

第4 定足数及び表決数

協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員により調査審議するが、これらの委員の意見が一致しない場合は採決による過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前項の場合において、会長は、委員として、採決に加わることができない。

第5 臨時委員及び専門員

臨時委員においては、条例第28条第6号に基づく特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門員においては、同条7号に基づく専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

第6 部会及び部会長

協議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。
- 3 部会は、部会長が招集する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、部会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について協議会に報告するものとする。

第6の2 オンラインによる会議

感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、協議会にあっては会長が、部会にあっては部会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した会議を開催することができる。

- 2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第4の1及び2の出席に含め

るものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

第7 幹 事

協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の運営について補佐をする。

第8 公 開

協議会及び部会の会議は、公開で行うものとする。

- 2 協議会及び部会の会議録等は、開示を原則とする。
ただし、協議会及び部会の決定により一部非公開等の取扱いとすることができる。

第9 庶 務

協議会及び部会の庶務は、福祉局生活福祉部において処理する。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年1月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月16日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年1月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月26日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

別 表

政策企画局	計画調整部長
総務局	企画担当部長
	行政部長
財務局	主計部長
	建築保全部長
デジタルサービス局	企画調整担当部長
主税局	税制部長
生活文化スポーツ局	企画担当部長
都市整備局	都市づくり政策部長
	市街地建築部長
住宅政策本部	企画担当部長
環境局	環境政策担当部長
福祉局	事業調整担当部長
	高齢者施策推進部長
	子供・子育て支援部長
	障害者施策推進部長
保健医療局	都立病院支援部長
産業労働局	企画調整担当部長
建設局	企画担当部長
	道路保全担当部長
港湾局	企画担当部長
交通局	企画担当部長
	建設工務部長
東京消防庁	防災部長
警視庁	総務部企画課長
教育庁	教育政策担当部長